



「JAPAN MALL事業」連携事業  
中国消費者向け販促・PRイベント

---

出品者募集要項



# 事業概要

**JAPAN MALL事業**連携事業として、中国各地で、様々な商品カテゴリーで消費者向け販促・PRイベントを開催し、中国EC販路開拓を希望する日本商品の販促を行います。

- 【 日 程 】 2024年5月中旬～2025年2月下旬（予定）
- 【 会 場 】 中国各地の商業施設等
- 【 内 容 】 酒類・加工食品、ペット用品・フード、文具・雑貨、アウトドア用品、ウインタースポーツ用品、釣り具、ヘルスケア・介護用品、フェムテック関連商品等を対象に、消費者向け販促・PRを行う（詳細はp.4参照）
- 【 主 催 】 日本貿易振興機構（JETRO）
- 【 対 象 】 下記①と②の両方を満たす事業者（後述の「中小・中堅企業」を優先）
  - ①出品商品は、酒類・加工食品、ペット用品・フード、文具・雑貨、アウトドア用品、ウインタースポーツ用品、釣り具、ヘルスケア・介護用品、フェムテック関連商品等に該当すること。
  - ②中国ECで販売中の商品であること（自社ECブランド旗艦店、又はパートナーが有するEC店舗）。
- 【 参 加 費 】 無料（出品物に係る輸送費用、出張旅費は自己負担）
- 【 定 員 】 計150社程度（JETRO審査あり、順次採択）
- 【 締 切 】 2024年11月29日（金）
- 【 申し込み先 】 以下宛てに申し込み用紙（Excel）をご提出ください。  
JETRO上海事務所（陸幸、黄宏）※日本語対応可  
Tel +86-(0)21-6270-0489  
Mail : [pcs@jetro.go.jp](mailto:pcs@jetro.go.jp)

# 応募条件

- **応募者は日本法人、又は日本法人の中国現地法人**であること。
- 出品商品がp.2記載【対象①】に合致すること。
- **自社ECブランド旗艦店、又はパートナーが有するEC店舗で商品を販売していること。**
- **出品商品情報をJapan Street / China Japan Streetに登録できること（登録がない場合は、出品を取り止める場合あり）。**
- ブランド名（商品名）は、中国商標登録済（または商標登録申請中）であることが望ましい。
- 出品商品のメーカーは中堅・中小企業（p.5参照）を優先し、出品物の最終判断はジェトロが行うことに同意すること。
- **リアルイベント期間中、全日程を通して自社スタッフを1名以上派遣できること（派遣にかかる費用は各社負担）。**
- 酒類・加工食品については、試飲・試食用に、ジェトロが求める量のサンプル無償提供できること。また、加熱調理を伴う試食を行う場合、会場派遣される自社スタッフが「**人員健康証**」を有していること。
- 期日までに、出品物を中国国内にあるジェトロ指定倉庫まで**自社費用負担**にて輸送・搬入できること。
- 出品商品について、期日までに、**会期前後の、商品毎のEC販売データ（ページビュー数、訪問者数、購入者数、販売個数、販売金額）を共有・提出できること。**
- 中国の知的財産関連法規を侵害していない商品であること。
- 「**輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項**」に同意いただけること。
- ジェトロが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- 本プロジェクトの概要、進捗および成果の対外公表に同意いただけること。

# イベント開催情報（予定）

No	日程	場所	イベント名	分野
1	2024/5/17～19	四川省/成都市	ペットイベント「TABO Chill」	ペット用品・フード
2	2024/5/17～19	上海市	アウトドアイベント「沪外春日大賞」	アウトドア商品
3	2024/5/31～6/30	上海市	酒類イベント「Sake Japan Month」	酒類
4	2024/6/14～16	浙江省/杭州市	ペットイベント「TABO Chill」	ペット用品・フード
5	2024/7	浙江省	アウトドアイベント	アウトドア商品
6	2024/8～2025/2	上海市、東北・華北等	ウインタースポーツイベント	ウインタースポーツ用品
7	2024/9	上海市	釣り具イベント	釣り具
8	2024/9/13～15	北京市	ペットイベント「TABO Chill」	ペット用品・フード
9	2024/10/25～27	上海市	ペットイベント「TABO Chill」	ペット用品・フード
10	2024/11	浙江省	アウトドアイベント「TAKIBI」	アウトドア商品
11	第4四半期	上海市	文具・雑貨イベント	文具・雑貨
12	通年	上海市	虹橋品フイ常設展示 + SNS情報発信	p.1記載の全分野
13	通年	複数都市	ペットショップPOPUP	ペット用品・フード
14	通年	複数都市	酒類・加工食品POPUP	酒類・加工食品
15	時期未定	上海市	ヘルスケア・介護用品POPUP	ヘルスケア・介護用品
16	時期未定	上海市	フェムテック関連商品POPUP	フェムテック関連商品

※日程や都市、場所が変更になる可能性があります。

※お申し込み後に、ジェトロから各申込者のイベント参加希望を確認します。

# 中堅・中小企業の定義

商品のメーカーにつき、以下のいずれかの定義を満たす中堅・中小企業の商品を優先し、ジェトロが最終的な出品判断を行います。中堅・中小企業とは、「中小企業基本法」および経済産業省の定める定義・要件に基づき、以下の（１）または（２）の定義を満たす企業を指します。

## （１）中小企業

業種	資本金の額又は出資の総額が以下に当てはまる会社	常時使用する従業員の数が以下に当てはまる会社または個人*
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※いずれかを満たせば中小企業と定義される。常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含まない。中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者。

## （２）中堅企業

上記の中小企業以外のもののうち、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であって、応募日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満又は常用雇用者1,000人未満の会社。

ただし、(1)または(2)の定義を満たす場合も、次に該当する者は中堅・中小企業には該当しない（大企業扱い）ものとする。

### 経済産業省の定める要件

資本金又は出資金が5億円以上の法人（中堅・中小企業を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者  
確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える事業者

# 留意事項

- 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、ジェトロの判断により中止や延期となる場合がある。
- 出品者はイベント会場に来場する際に感染症予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者をイベントに来場させてはならない。万一、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者が来場したことが判明した場合には、直ちにジェトロに報告し、その指示に従うこと。これらの対策にあたっては、各省市政府が定める法令・規則・ルール等を遵守すること。
- 本案内に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定する。政府の方針等により内容が変更される可能性がある。
- 提出頂いた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロからの連絡のために利用する。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品商品の情報等を公開する場合がある。
- 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声および関連資料等のコンテンツ（以下、「本コンテンツ」と言う）の全部または一部に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者に（以下、「著作権者」と言う）帰属することに同意すること。
- 著作権者の書面または電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限らない）、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、二次的利用等をしてはならない。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部または一部の提供を中止する。
- 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更等によっては出品ができなくなることがある。
- イベント会場全体の基本構成、出品位置等はジェトロが決定する。
- 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできない。
- 出品物は国内法令および現地法令に照らして適法に輸送すること。
- 現地への出品物の輸送、イベント会場内への搬出入は全て出品者の責任において実施すること。
- ジェトロは本事業の成果または本コンテンツの全部もしくは一部を公開する場合がある。出品者はこれを承諾し、これに関し何らの人格権も行使しないものとする。
- 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、ジェトロがその対応を決定する。

# 免責条項

1. 商談相手またはジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
  2. 本事業にて万一、参加者（EC 事業者等）や購入者（最終消費者）が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。
  3. ジェットロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
  4. 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェットロはその責任を負いません。
  5. 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、採択決定後においても参加を取り消す場合がございます。
  6. ジェットロは以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部または一部の実施を予告なく中止し、または、お客様の一部の参加を中止させることがあります。
- これに起因または関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
  - ② 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
  - ③ 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件またはジェットロとの合意事項に違反したとき
  - ④ お客様のPC等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
  - ⑤ お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
  - ⑥ お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき
  - ⑦ 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき
7. 天災、現地の政情その他ジェットロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェットロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、採択EC事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェットロが補填することはできません。